

議第 37 号

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例

呉市いじめ問題等調査委員会条例（平成 26 年呉市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第 9 条 調査委員会の庶務は、呉市教育委員会事務局学校安全課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 9 条 調査委員会の庶務は、呉市教育委員会事務局学校安全課 <u>(以下「学校安全課」という。)</u> において処理する。<u>ただし、学校安全課が第 2 条の調査の対象となる場合その他調査委員会からの意見に基づき、学校安全課に処理をさせることが適当でないと呉市教育委員会が判断した場合は、呉市教育委員会が指定する課において処理する。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市いじめ問題等調査委員会の庶務に係る規定の整備をするため、この条例案を提出する。